

令和7年度 十和田小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月1日

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、すべての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、すべての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
- (3) 子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともに、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取り組みを進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるように努める。十和田中学校区の児童・生徒会連絡協議会を開き、いじめ防止の取り組みを共有する。
- (4) ユニバーサルな授業づくりを進め、全ての児童にとって学びがいのある授業を工夫する。
- (5) それぞれの児童に居場所があり、安心して過ごせる学級づくりを心がける。
- (6) 全校縦割り活動「なかよしタイム」や児童集会を開催し、異学年児童と関わり合う経験を多くして、思いやりの心を育てる。6月と11月をいじめ防止強調月間とする。
- (7) 人権の花運動に取り組み、人権意識を高める。
- (8) 年度初めに学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修会を行い、共通理解を図る。
- (9) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、生徒指導主事をチーフとする校内組織「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、管理職と関係職員との情報交換を密に行う。
- (10) いじめ防止等に関する取組が適切であったかどうか、職員評価と学校評議員評価を行い、改善に生かす。（PDCAサイクルを意識する。）

2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- （１）ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持って早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
- （２）「なかよしアンケート」を学期に１回以上実施し、実施後すぐに全学級で教育相談を行う。
学級担任以外でも、管理職や生徒指導主事、学年主任、養護教諭等いつでも・誰にでも相談可能であることを予め児童並びに保護者に周知させる。いじめを訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
- （３）職員を対象とした「生徒指導事例研修会」を開催し、カウンセラー等を講師に迎えて、いじめの早期発見・早期対応の在り方について研修を深める。

3 いじめへの対処

- （１）いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- （２）生徒指導主事を中心とした組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
- （３）重大事案が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校設置者の指導助言の下、「いじめ・不登校対策委員会」に、関係する専門家を加えた「いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。

4 地域や家庭との連携

- （１）ＰＴＡや学校評議員、地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を年に１回以上設ける。
- （２）学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- （３）教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口（かづのこもれび相談）についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- （４）この方針については、学校のホームページで公開する。